

2024年5月3日
5・3県民のつどい

経済安保版 秘密保護法案に反対を！ ～セキュリティ・クリアランス ひろがる秘密保護の網～

秘密保護法対策弁護団・事務局長
弁護士 海 渡 双 葉

岸田政権が今国会に法案を提出

- ▶ 岸田政権は、2月27日、今国会に「重要経済安保情報の保護及び活用法案」を提出した。
 - ▶ 3月19日、衆議院で審議入り。
 - ▶ 4月9日に衆議院通過。
 - ▶ 4月17日、参議院で審議入り。
- ▶ この法案の本質は、**「経済安保版・秘密保護法案」**

法案の内容

【参考】いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国策における情報保全措置の一環として、**政府が保有する安全情報上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある場合のみ、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱える者とする制度。**
- 1. 政府としての重要な情報を指定し、2. 政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱えるという資格を管理や提供のルールを定め、3. 漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。
- 我が国では、セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、特定秘密保護法がある。

1. 情報指定

政府が保有する安全情報上重要な情報を指定



2. 情報の保持と管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を経た者の中で取り扱える信頼性の確認にあたっては、政府が調査
- ・ 個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するは、セキュリティ・クリアランス（第94条の4第1項の体制性）

3. 罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



政府の法案説明資料から引用

3つの要素から成り立つ

- ▶ ① 重要経済基礎保護情報であって、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘密する必要があるので、**「重要経済安保情報」として秘密指定する。**
 - ▶ ② 当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員と民間人）に対し政府による**調査**を実施し、信頼性を確認して**アクセス権を付与する**（セキュリティ・クリアランス（信頼性評価）＝適性評価）。
 - ▶ ③ 刑事罰として、漏洩すると安全保障に「著しい支障」を与える恐れのある経済分野の情報を機密性の特に高い「特定秘密」として、漏洩した場合には、**既存の特定秘密保護法を適用（10年以下の拘禁刑）する。**
- 一方、本法案では安全保障に「支障」を与える情報を「重要経済安保情報」に指定し、漏えいや取得行為について**5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑**などを科す。共謀、教唆、煽動段階でも処罰する。

特定秘密保護法と同じ構図

- ▶ 特定秘密保護法上の、①特定秘密の指定、②適性評価制度、③重い刑事罰と、全く同じ構図。
- ▶ 「セキュリティ・クリアランス」という新しい言葉を使っているが、要は「**経済情報も秘密保護法制の対象に加える**」ということ。



5

「重要経済基盤保護情報」とは

- ▶ 重要経済基盤に関する情報であって、次に掲げる事項に関するもの。
- ▶ (1) 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ▶ (2) 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ▶ (3) (1)の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域）の政府又は国際機関からの情報
- ▶ (4) (2)又は(3)に掲げる情報の収集整理又はその能力

7

法案の問題点①：定義が広範で不明確

- ▶ **重要経済基盤保護情報**であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の**安全保障に支障を与えるおそれ**があるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安報情報」として指定。
- ▶ この「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる**公共的な役割**であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの**提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）**の供給網とされる。

6

有識者会議の「最終とりまとめ」が挙げている情報指定の範囲の候補は以下の4つ

- ▶ **サイバー関連情報**（サイバー脅威・対策等に関する情報）
- ▶ **規制制度関連情報**（審査等に係る検討・分析に関する情報）
- ▶ **調査・分析・研究開発関連情報**（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）
- ▶ **国際協力関連情報**（国際的な共同研究開発に関する情報）

8

法案の問題点③：冤罪の温床になりうる

- ▶ **漏えい行為**だけでなく、**取得する行為**についても、5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金刑。
- ▶ 漏えい又は取得行為について**共謀・教唆・煽動**した者も処罰対象。
- ▶ 冤罪の温床になる危険がある。
- ▶ ジャーナリストや市民が情報を取得しようとした場合に、それが実は重要経済安保情報ということも。判断困難。
- ▶ 市民活動の萎縮につながってしまうおそれ。

13

大川原化工機事件 経済安保の名の下に起きた悲惨な冤罪事件

- ▶ 大川原化工機事件では、生物兵器の製造に転用可能な「噴霧乾燥器」を必要な許可を得ずに輸出したとして、外国為替及び外国貿易法違反の容疑で会社の代表者らが逮捕・勾留され、検察官による公訴提起が行われた。
- ▶ しかし、第1回公判の直前であった2021年7月に検察官が**公訴取消**をした。
- ▶ 会社や代表取締役らは、国と東京都を相手取って国家賠償請求訴訟を提起し、地裁で原告勝訴。

14

2021年版の警察白書



2023年7月8日付け
東京新聞ネット版
から引用

15

警察白書では どのように取り扱われていたか

- ▶ 「第5章 公安の維持と災害対策」
- ▶ 「第2節 外事情勢と諸対策」
- ▶ 「2 経済安全保障等に関する取組」
- ▶ 「(2) 大量破壊兵器関連運物資等の不正輸出対策」という項目。

16

2021年版の警察白書に「CASE」として記載された事件の概要。6日夜、インターネット版の白書から削除された

警察白書の記載を振り返る

- ▶ 大量破壊兵器関連運物資等の拡散は、わが国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっており、我が国からの大量破壊兵器関連運物資等の不正輸出に対する取締りを徹底しており、令和2年12月までに、37件の大量破壊兵器関連運物資等の不正輸出事件を検挙している。
- ▶ その中には、軍用の化学兵器の製造や核・ミサイルの開発に用いられるおそれがある物資の不正輸出事件等も含まれている。
- ▶ これらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発を目的とした輸出名義人の偽装等の悪質・巧妙な手法が確認されており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、情報収集・分析及び違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

17

警視庁の輝かしい功績として 位置づけられていた

- ▶ この「(2)大量破壊兵器関連運物資等の不正輸出対策」のCASEという扱い
- ▶ 「精密機械製造会社役員の名(71)らは、平成28年6月、経済産業大臣の許可を受けず、軍用の細菌製剤の開発等に使用されるおそれのある噴霧乾燥器を中国に輸出した。令和2年3月、同会社役員らを外為法違反(無許可輸出)で逮捕した(警視庁)。」
- ▶ 本件について事件捜査担当者は、**警察庁長官賞、警視総監賞、公安部長賞**を取っていたという(その後、返納)。

18

長期勾留の中で相談役のA氏は死亡

- ▶ この件では何度も保釈請求が却下されて長期勾留に。
- ▶ 長期勾留の中で相談役のA氏が胃がんで死亡した。



19

現職警察官が「捏造」と証言

- ▶ 本件について国家賠償請求訴訟の証人尋問で、驚くべき証言がなされた。
- ▶ 捜査を担当した警視庁公安部の現職の警部補が、本年6月の証人尋問において、原告側の代理人弁護士から「(事件を)でっち上げたと言われても仕方ないのでは。」と問われて、「捏造ですね。」と証言。
- ▶ 逮捕に踏み切った背景について、警部補は「捜査員の個人的な欲でそうなった。」とも証言。
- ▶ また、輸出規制を所管する経産省の元担当者が、証人尋問において、同社の機器が規制対象外である可能性を警視庁に「何度も伝えた。」と証言したことも報道されている。

20

経済安保の名の下に ここまで深刻な冤罪が生み出された

- ▶ 2023年12月27日、東京地裁は、警視庁公安部の警察官による逮捕および取調べ、ならびに検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定し、被告国と東京都に対して約1億6200万円の支払いを命じる判決を出した。
- ▶ 現在は東京高裁に係属中。
- ▶ 経済安全保障の名の下に、ここまで深刻な冤罪が起きたことを忘れてはならない。

21

法案の問題点④：適性評価によるプライバシー 侵害のおそれ

- ▶ 特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象だったが、法案では広範な民間人が対象となることが想定されている。
- ▶ 元から国家機密を扱うことが想定されている政府機関に就職した場合と異なり、中小企業も含め、一般の民間企業で働いていた、国家機密と縁のないはずであった人たちが突如、**適性評価の対象とされうる。**

22

適性評価制度で何を調べるのか

- ▶ 評価対象者につき、
 - ① 重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項
評価対象者の家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む）及び住所を含む。
 - ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ⑤ 精神疾患に関する事項
 - ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
 - ⑦ 雇用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査を行い、その結果に基づき実施する。

23

評価対象者やその周辺の人々の プライバシーを侵害

- ▶ **精神疾患、雇用情報などの機微にわたる個人情報まで調べ上げる。**
- ▶ 調査事項のうち、「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」というのも抽象的であり、その抽象性ゆえに、恣意的判断によって、**個人の政治活動や組合活動、更には思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性も否定できない。**
- ▶ しかも、行政機関の長は、対象者の知人その他の関係者に質問したり、資料の提出を求めたり、公私の団体に照会して報告を求めることができる。
- ▶ 本人や家族等の国籍（帰化していた場合でも過去の国籍）や、服用している薬や、精神疾患などについて調べるということは、一定の国籍の者や精神疾患を抱える者に対する差別の表れとも言える。

24

性的動向まで調査対象に？

- ▶ 衆議院の内閣委員会で、国民民主党は、適性評価の調査事項として「性的行動についての節度に関する事項」を追加する修正案を提出。
- ▶ 高市担当相は、4月17日の参議院本会議で「性的関係を契機に漏えいの働きかけを指したものをなら調査の対象だ」と明言。
- ▶ 参議院の内閣委員会で、政府参考人は、特定秘密保護法の適性評価で性的動向については調査事項とはなっていないとして、「特定有言活動との関係に関する事項の調査に当たりまして、外国の情報機関等から漏えいの働きかけを受ける際に性的な交友関係が利用される疑いが認められた場合には、適性評価において考慮される事実関係であると理解をしております。」と回答。
- ▶ 性的動向という極めてセンシティブな部分まで調査対象となる可能性がある。

25

周辺の人も調べられる

- ▶ 本人だけでなく、その**家族や同居人についても調査の対象**となるため、そのプライバシー侵害はより深刻。
- ▶ 同意を得て行うとされるが、拒めば、会話が取り組む情報保全の部署から外されたり、退職を迫られたりする可能性がある。

26

監視社会化

内閣総理大臣の下の巨大な情報機関

- ▶ 適性評価は各行政機関が実施するが、**評価のための調査はほぼ一元的に内閣総理大臣が実施する仕組みとされている。**
- ▶ 適性評価の対象とされる多くの官民の技術者・研究者については、内閣総理大臣の下に設けられる新たな情報機関が、重要経済基盤毀損活動との関係に関する新たな情報対象者(評価)、犯罪者、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所を含む)、違犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報取扱いに係る非違犯罪に関する事項、飲酒に関する節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査を行う。
- ▶ その結果、**内閣総理大臣の下に設けられる新たな情報機関に通性評価対象者の膨大な個人情報**が蓄積されることとなる。

27

法案の問題点⑤：監視機関の欠如

- ▶ 秘密指定や適性評価が適正なされているかをチェックするため、政府から独立した、実効性を有する第三者機関が必要不可欠。
- ▶ 特定秘密保護法には設けられていた、**両議院の情報監視審査会や、国会への報告制度も適用されない。**
- ↓
- ▶ この部分は、衆議院の審議で、立憲民主党の修正案により国会報告制度は追加された。
- ▶ ただし、政府から独立した実効性を有する第三者機関が欠如していることは変わらない。

28

ツツネ原則とは

- ▶ 正式名称は、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツツネ原則)
- ▶ 自由人権規約19条やヨーロッパ人権条約10条を踏まえて、国家安全保障分野において立法を行う際の、国家安全保障のための合理的な措置と、市民による政府情報へのアクセス権の保障を両立するための指針。
- ▶ 70か国以上、500人を超える民間の専門家らとの会議を経て2013年6月に南アフリカのツツネで発表された。

29

ツツネ原則の内容

- ▶ ツツネ原則1、4は、国家秘密の存在を前提にしているものの、**誰かが公的機関の情報にアクセスする権利を有しており、その権利を制限する正当性を証明するのは政府の責務である**としている。
- ▶ ツツネ原則10は、政府の人権法・人道法違反の事実や大量破壊兵器の保有、環境破壊など、**政府が秘密にしてはならない情報が列挙**されている。
- ▶ ツツネ原則16は、情報は、必要な期間にのみ限定して秘密指定されるべきであり、政府が秘密指定を許される**最長期間**を法律で定めるべきであるとしている。
- ▶ ツツネ原則17は、**市民が秘密解除を請求するための手続が明確に定められるべきである**としている。
- ▶ ツツネ原則6、31、32、33は、安全保障部門には**独立した監視機関**が設けられるべきであり、この機関は、実効的な監視を行うために**必要な全ての情報に対してアクセスできるようにすべきである**としている。

30

ツツネ原則の内容 (続き)

- ▶ ツツネ原則43、46は、**内報告発者は、明らかにされた情報による公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、情報を受け取るべきでなく、情報漏えい者に対する訴追は、情報を明らかにしたこととの公益と比べ、現実的で確認可能な重大な損害を引き起こす場合に限り許されるとしている。**
- ▶ ツツネ原則47、48は、**公務員でない者は、秘密情報の受取、保持若しくは公衆への公開により、又は秘密情報の探査、アクセスに関する共謀その他の罪により訴追されるべきではないとし、また、情報流出の調査において、秘密の情報源やその他の非公開情報を明らかにすることを強制されるべきではない**としている。

31

国連・自由権規約委員会から勧告

- ▶ 国連自由権規約委員会は、第六回(2014年)・第七回(2022年)の審査で、特定秘密保護法について、
 - ▶ ①特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にすること、
 - ▶ ②国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するのではなく自由権規約19条3項に則った制約となるようにすること、
 - ▶ ③公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないことを保障することを、
- ▶ 日本政府に求め続けている。

32